

## 5 用途地域の内容

地域名	指定の目的	容積率 (%)	建ぺい率 (%)
第一種低層 住居専用地域	低層住宅に係る良好な住居の環境を保護します。	60	40
		80	50
		100	60
		150	60
第二種低層 住居専用地域	主として低層住宅に係る良好な住居の環境を保護 します。	100	50
		150	60
第一種中高層 住居専用地域	中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護しま す。	150	50
		200	60
第二種中高層 住居専用地域	主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保 護します。	100	50
		150	60
		200	60
第一種住居地域	住居の環境を保護します。	200	60
第二種住居地域	主として住居の環境を保護します。	200	60
準住居地域	道路の沿道の地域としての地域の特性にふさわし い業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した 住居の環境を保護します。	200	60
近隣商業地域	近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行う ことを主たる内容とする商業その他の業務の利便 の増進を図ります。	200	80
		300	
商業地域	主として商業その他の業務の利便の増進を図りま す。	400	80
		500	
		600	
準工業地域	主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業 の利便の増進を図ります。	200	60
工業地域	主として工業の利便の増進を図ります。	200	60
工業専用地域	工業の利便の増進を図ります。	200	60

- (注) 1 容積率、建ぺい率は、宮崎県で採用しているものです。  
 2 平成30年4月1日から用途地域に田園住居地域が追加されていますが、県内で指定はありません。